

令和7年度第4回山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和7年7月15日(火) 午前9時30分～午前10時40分
- 2 場所 山口市森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中18名)
荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、小野 基之
片山 潤之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、長尾 誠大
中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学
安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(1名)
伊藤 良一

(3)事務局
森野局長・松永副参事・多田主幹・伊川主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席18名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

賀屋 忠之(かや ただゆき) 委員 及び、

恒富 竹司(つねどみ たけし) 委員 をお願いいたします。

それでは、最初に5月の総会で保留となっていた、令和7年度第2回総会議案第31号に係る審議を始めます。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和7年度第2回総会農地法第5条議案第31号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、当初提出された土地利用計画に急遽変更が生じたものの変更後の計画図面の書類が未提出のため、審議保留としておりましたが、この度、土地利用計画が確定し、川西地区協議会で審議を行ったものです。

以上の議案につきましては、記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくをお願いします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業

委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案第1号は、「許可」といたします。

続いて、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、桜畠三丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は8アールとなります。

この議案につきましては、許可申請取下申出書の提出がありましたので、今回の議案から取り下げとなっております。

議案第3号、黒川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は126アールとなります。

議案第4号、陶、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は156アールとなります。

議案第5号、名田島、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第6号、秋穂二島、無償移転です。
申請人は、市内に事務所を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は2,074アールとなります。

議案第7号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第8号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は222アールとなります。

議案第9号、佐山、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は8アールとなります。

議案第10号、徳地八坂、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は222アールとなります。

議案第11号、阿東生雲西分、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第12号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、福岡県行橋市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第13号、阿東徳佐中、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は15アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、議案第2号を除き、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

A 委員

議案第2号の桜島三丁目ですが、田んぼの中に灌漑用だったポンプ施設があります。その施設は、今は木造で、明かりがあつて、窓もついています。また、配管を見ると田んぼに使う配管ではなく、家庭用です。申請者に今後のことを考えて、きちんと分筆して農地と分けたほうが良いという話をしたんです。そしたら、取り壊すという前提で3条で認めてもらえないかという相談が事務局にありましたが、結局、将来の子供、孫たちに残すためにも分筆したほうが良い

という話になったようで、今回は取り下げられて、諸々整えた上で改めて申請するそうです。

それで、3条の場合、農業用施設についてどのように判断するか、何か基準はありますか。

事務局

今、委員さんからご説明がありましたが、農地法上は、3条で売買する農地を維持管理するための必要最低限の施設であれば、農地として3条申請が認められるようになっております。ただ、今回の場合は、ポンプの上に小屋が建っており、農地を維持管理するための必要最低限以上のものがあるという判断になりましたので、きちんと分筆をして、再度申請したほうが良いという判断で、取り下げになりました。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案のうち議案第2号を除く議案について一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第14号、大内矢田北三丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第15号、小郡東津一丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅用の駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が完了したので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第14号から議案第15号を「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、仁保下郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、植林をするものです。

議案第17号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地で、事業所用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、大内中央二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第19号、大内長野、用途地域内にある第3種農地で、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、大内御堀四丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第21号、大内御堀五丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第22号、中尾、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第23号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第24号、吉敷下東四丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第25号、黒川、用途地域内にある第3種農地に、宅地を造成するものです。

議案第26号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第28号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に、電力系統用蓄電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりま
したので、議案審議に入ります。

会長

それでは、農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求め
ます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろし
くお願いします。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業
委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

B 委員

補足説明をさせていただきます。議案第28号ですが、29ページの位置図
を見ていただいて、申請地の少し上に四角いマークがあると思うんですが、そ
こに鉄塔が建っていて、そこを電線をつないで、今回蓄電施設を作るというこ
とです。

C 委員

今後は蓄電施設が増えるかもしれないですね。

事務局

系統用蓄電施設は、本市では、今回の申請が初めてとなります。最近、規
制緩和等により、いわゆる電力系統、送電線等から直接電力を送受するこ
とができるようになりました。電力市場においては、朝などの電力需要が低
い時間帯と、夜などの電力需要が高い時間帯で、価格差がありますので、
電気需要が低い時間帯に系統から電気を引いてストックしておき、電力需
要が高い時間帯に、逆に電力を系統に戻して販売することで、その差額を
利益とすることができるわけです。国の再生可能エネルギー施策からしても
今後はこの系統用蓄電施設に関する転用申請は増えていくと思われます。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。今回の議案を全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第17号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で許可とし、ほかの議案については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。

議案第29号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計60筆 109,484㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。 よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

・事務局

議案第30号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおり、除外が5件、13,790㎡、用途変更が1件、294㎡、でございます。なお、小郡の案件につきましては、下流域にため池や居住地域があり、ため池に雨水がすべて流入することから、大雨時の住民の安全確保を、市において十分考慮される旨の意思を付することとされたところでございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地

区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

全員挙手と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

会長

続きまして、現況証明についての審議を行います。
議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。合わせて、参考位置図30ページ以降を御覧ください。

議案第31号から議案第32号について、一括で説明いたします。

中央地区2件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

また、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。
現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

続きまして、議案第33号、山口市農地利用最適化推進委員の辞任についての審議を始めます。

このたび、森下推進委員から辞任届けが提出されました。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるようになっており、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

森下委員の辞任理由は、体調不良により、農地利用最適化推進委員の職務を行うことが出来なくなったためとなっております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局から議案説明が終わりましたので、審議に入ります。
それでは、委員のみなさんの意見を求めます。
よろしくお願ひします。

【意見なし】

会長

以上で、推進委員の辞任についての議案審議を終わります。只今審議いたしました議案第33号に「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め森下推進委員の辞任は認められました。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。7月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上をもって本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第4回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年7月15日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 賀屋 忠之

署名委員 恒富 竹司

記 録 者 伊川 桜佑